

証券コード 9414

平成27年11月9日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

**日本BS放送株式会社**

代表取締役社長 目時 剛

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年11月24日（火曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### [郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### [インターネットによる議決権の行使の場合]

所定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成27年11月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台3丁目6  
全電通労働会館 全電通ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)  
**※会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないよう  
ご注意ください。**

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

第17期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）事業報告の内容報告及び計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

.....  
※株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://corp.bs11.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了解のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト（下記URL）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

<http://www.it-soukai.com/>

2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計上、平成27年11月24日（火曜日）午後7時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
6. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
7. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等に設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方式による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

### お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）  
（受付時間 9:00～21:00 土・日・祝日を除く）
2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。  
みずほ信託銀行 証券代行部  
電話番号 0120-228-324（フリーダイヤル）  
（受付時間 9:00～21:00 土・日・祝日を除く）

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)

## I 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

#### 全体的概況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善等による設備投資の増加、給与所得や雇用の改善等を背景として、個人消費に底堅い回復基調をもたらしておりますが、一方では海外において、中国を起因とする世界同時株安、原油安による影響など、依然として不透明な情勢が続いております。

当社を取り巻くBSデジタル放送業界は、デジタル放送受信機の普及に伴い、視聴可能世帯数の割合は全世帯の70.8%（「BS世帯普及率調査」(株)ビデオリサーチ調べ）で推移しており、またBSデジタル放送事業を含む衛星放送メディア分野の広告費は前年比で9.6%の伸長、中でもBS放送の広告費は、前年比で12.8%増と好調に推移しております（「2014日本の広告費」(株)電通調べ）。

このような状況下、当社は「質の高い情報を提供することで人々に感動を与え幸せな社会づくりに貢献します。」を経営理念として、クオリティの高い番組作りに引き続き邁進いたしました。平成26年10月の番組改編では、視聴世帯数の向上を目的としてレギュラー番組のリニューアルを推進し、女優のとよた真帆氏を起用した『すてきな写真旅2～一眼レフと旅にしよう』を放送いたしました。また塩谷育代プロを起用した『憧憬 大人のゴルフ旅 Season2』、『全日本学生柔道体重別選手権大会』及び『JOCジュニアオリンピックカップ2014 平成26年度全日本卓球選手権大会』を放送、スポーツコンテンツの充実を図り、海外紀行番組では、『世界の鉄道 絶景の旅～レイルウェイストーリー～』、『古城のまなざし』を放送いたしました。

平成27年4月の番組改編では、女優の羽田美智子氏を起用した『思い出つくる写真旅』、スポーツコンテンツとして『第37回 全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会』、『日本女子ソフトボールリーグ2015開幕戦「トヨタ自動車VSビックカメラ高崎」』を放送いたしました。海外紀行番組においては、観光地として根強い人気を誇るハワイを舞台に、オアフ島にとどまらず他の島々も巡る『珠玉の世界紀行 ハワイ新発見～楽園の島々をたずねて～』、日常を忘れて視聴者の皆様を至福の時間へ誘う『至福の癒し旅～美しき世界へ～』を放送いたしました。また、毎週土曜日、2時間の特別番組を編成し、案内役に辰巳琢郎氏を迎えて古都の不思議に迫った『京都 不思議百物語』、演歌歌手の天童よしみ氏を始めとした多彩なゲストが日本各地の懐かしい食をご紹介します『あゝなつかしの昭和食堂～受け継がれる味と人情～』等を放送いたしました。

その他、BS初登場及び話題の作品にこだわったドラマ編成等が、売上増加に寄与いたしました。

放送外収入として、「財部誠一の経済深々」を電子書籍化し、主要な電子書籍販売チャンネルにおいて販売を開始したほか、『ふらり旅 いい酒いい肴』の書籍化（7月に第2弾を刊行）、8月には『～聴いて得する～「秋川雅史のよく分かるクラシックコンサート」』を当社主催で開催、さらに10月3日公開の邦画『罪の余

白』の制作を受注するなど、放送外事業の多角化に努めました。

費用面につきましては、引き続き番組関連費用の効率的なコントロールに努めながら、認知度向上のための施策として、平成27年2月からSNSを活用した「ブンブンイレブンほっこりキャンペーン」を実施し、当社キャラクターのネーミング企画等、当社及び番組のファン囲い込みを目指した一大キャンペーンを展開、第一弾として実施したネーミング企画において、当社キャラクター名は「じゅういっちゃん」に決定し、8月に開催された「神奈川新聞花火大会」及び「神宮外苑花火大会」では、「じゅういっちゃん」が登場するイベントを行いました。その他、全国紙・地方紙への広告出稿を戦略的に実施いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,865,501千円（前年同期比12.7%増加）となりました。営業利益は1,960,069千円（前年同期比15.8%増加）、経常利益は1,912,241千円（前年同期比14.1%増加）、当期純利益は1,216,693千円（前年同期比1.9%減少）となりました。

## 部門別概況

部門別の売上については次のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比
放送事業収入	千円 8,651,418	% 97.6
その他収入	214,083	2.4
合計	8,865,501	100.0

## 2. 資金調達及び設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は、567,082千円であります。その主な内容は、本社ビルの改修365,814千円及び編集設備の更新91,766千円等であります。

なお、設備投資は自己資金を充当し、当事業年度中に増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

### 3. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

### 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第14期 (平成24年8月期)	第15期 (平成25年8月期)	第16期 (平成26年8月期)	第17期 (当期) (平成27年8月期)
売 上 高 (千円)	6,249,754	7,015,583	7,869,683	8,865,501
営 業 利 益 (千円)	927,811	1,362,099	1,692,206	1,960,069
経 常 利 益 (千円)	884,247	1,352,411	1,675,424	1,912,241
当 期 純 利 益 (千円)	1,030,546	1,322,712	1,240,538	1,216,693
1株当たり当期純利益 (円)	286.32	367.50	77.67	68.34
総 資 産 (千円)	7,493,538	8,880,880	13,208,365	14,942,281
純 資 産 (千円)	6,663,155	7,985,868	12,093,142	13,087,301
1株当たり純資産 (円)	1,851.26	2,218.75	679.29	735.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
2. 当社は、平成25年12月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### 5. 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ビックカメラで、同社は当社の株式を11,140,136株（持株比率62.58%）保有しております。

当社は株式会社ビックカメラとの間に、主に番組のスポンサー契約を締結し、収入を得ております。

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社より番組スポンサー契約に基づく放送収入等を得ており、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、事前に取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

## 6. 対処すべき課題

経営戦略実行のため、当社の対処すべき課題は、以下の2点です。

### ① 局認知度の向上

当社は、地上系民放BS5局に続いて、平成19年12月にBSデジタルハイビジョン放送を開始いたしました。

しかしながら、地上系民放BS5局に比較して、当社放送チャンネルの認知度は決して高いものではなく、その向上が喫緊の課題であります。課題達成に向け、チャンネル名ロゴの刷新・新キャラクターの採用を実施し、全国紙・地方紙への大型広告の出稿を戦略的に行うとともに、公共交通機関で実施している映像等による広告出稿を積極的に行い、これら一連の施策により、一定の効果を上げることができたものと考えておりますが、今後も戦略的且つ効果的な広告宣伝に関わる施策を推進してまいります。

### ② 収益基盤の多角化

当社の収益基盤は、一部の番組に、より比重が高いものとなっており、これらの収益番組をより盤石なものとする一方、新たな収益の柱となる強力なコンテンツの制作・獲得が喫緊の課題であると認識しております。

人気アニメーションへの製作出資、また機会を捉え、映画作品への出資等についても積極的に行ってまいります。これら以外にも、優良な海外・国内ドラマなどのコンテンツ獲得又は当社が有する優良なコンテンツの海外への番組販売などに積極的に取り組むことにより、新たな収益源の獲得に努めてまいります。

## 7. 主要な事業内容

区 分	内 容
放送事業収入	タイム収入、スポット収入
その他収入	番組制作料、番組販売料他

## 8. 主要な営業所

本社 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

## 9. 使用人の状況

区 分	使用人数（名）		平均年齢（歳）
	当期末	前期比増減	
男性	61	7	42.7
女性	20	1	39.6
合計又は平均	81	8	41.9

- (注) 1. 使用人数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
 2. 使用人数には、派遣社員13人は含まれておりません。  
 3. 平均年齢は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

## 10. 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 17,802,738株（自己株式94株を除く）  
 (3) 資本金 4,183,198千円  
 (4) 株主数 11,966名  
 (5) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ビックカメラ	11,140,136	62.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	814,200	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	392,000	2.20
株式会社SBI証券	331,200	1.86
大和証券株式会社	145,900	0.82
野村証券株式会社 野村ネット&コール	121,100	0.68
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	114,400	0.64
株式会社毎日映画社	111,340	0.63
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE ATLANTIS JAPAN GROWTH FUND LIMITED	103,300	0.58
株式会社毎日新聞社	98,320	0.55



- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ 会社役員に関する事項（平成27年8月31日現在）

#### 1. 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	齋藤 知久	
代表取締役社長	目時 剛	
取締役	二木 啓孝	報道局管掌
取締役	内田 克幸	経営企画局長
取締役	下野 芳裕	管理局长
取締役	嶋田 史雄	株式会社ビックカメラ顧問
取締役	新井 良亮	株式会社ルミネ代表取締役社長
常勤監査役	伊藤 秀行	
監査役	竹内 宏二	
監査役	川村 仁志	株式会社ビックカメラ取締役副社長
監査役	小椋 英正	東短ホールディングス株式会社執行役員経営管理部長 東京短資株式会社執行役員営業審査部長

- (注) 1. 取締役嶋田史雄氏及び新井良亮氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 取締役新井良亮氏及び監査役小椋英正氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。  
3. 監査役伊藤秀行氏、川村仁志氏及び小椋英正氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
4. 当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。  
5. 監査役伊藤秀行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 当社は執行役員制度を導入しております。平成27年8月31日現在における執行役員は次の7名であります。

役 職 名	氏 名
執行役員報道局長	板 井 俊 二
執行役員マーケティング局長兼コンテンツ事業部長	小 野 寺 徹
執行役員編成局長	川 上 郁 夫
執行役員メディア戦略局長	平 山 直 樹
執行役員営業局長	田 崎 勝 也
執行役員制作局長兼制作部長	磯ヶ谷 好 章
執行役員業務渉外室長	立 石 直

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	124,500千円 ( 3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24,000千円 (20,400千円)
合 計	9名	148,500千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額200万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額50万円以内と決議いただいております。
3. 上記のほか社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は210万円であります。
4. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役1名、監査役1名がそれぞれ存在していることによるものであります。

## 3. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役嶋田史雄氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラの顧問を兼務しており、当社は同社との間で、当社番組のスポンサー契約を締結しております。
  - ・取締役新井良亮氏は、株式会社ルミネの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には重要な取引その他の関係はありません。
  - ・監査役川村仁志氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラの取締役副社長を兼務しており、当社は同社との間で、当社番組のスポンサー契約を締結しております。
  - ・監査役小椋英正氏は、東短ホールディングス株式会社の執行役員経営管理部長及び東京短資株式会社の執行役員営業審査部長を兼務しております。当社と両社との間には重要な取引その他の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、定期的開催される取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

### ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 嶋田史雄	15回	93.8%	-回	-%
取締役 新井良亮	14回	87.5%	-回	-%
監査役 伊藤秀行	16回	100.0%	15回	100.0%
監査役 川村仁志	14回	87.5%	13回	86.7%
監査役 小椋英正	13回	100.0%	11回	100.0%

(注) 監査役小椋英正氏は、平成26年11月21日開催の第16回定時株主総会において就任しており、当該総会后、取締役会は13回、監査役会は11回開催されております。

## V 会計監査人の状況

### 1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## VI 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する。）の整備として、次のとおり基本方針を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

### 1. 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」を取締役等に周知徹底させる。
- (2) 取締役社長がコンプライアンス委員長及び委員を指名し、社内に委員会事務局を設置する。公益通報の窓口を当社が委託する法律事務所に設置する。コンプライアンス委員会事務局は、取締役等に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、取締役等のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- (3) 「取締役会規程」に基づき、会議体において各取締役の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規定に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- (5) コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役等が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「文書管理規程」に定めるところによる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長がリスク管理担当役員を指名し、リスク管理の統括部門は経営戦略部とする。リスク管理担当役員並びに経営戦略部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
- (2) 定期的にリスク管理委員会を開催し、組織変更に伴う変更やリスクの見直しについて随時検討し、より実効性のあるリスク管理体制の構築・強化に努めている。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 経営会議は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決議事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うものとする。
- (3) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、番組検討会・経営幹部会等の諸会議を開催し、その検討結果を経て経営会議及び取締役会で決議することとする。
- (4) 予算制度に基づき月次業績を適時に把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

### 5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業行動憲章」その他必要な規程類に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備する。
- (2) リスク管理統括部門は、当社のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- (3) コンプライアンス委員会事務局は、当社の取締役等に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- (4) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する。ITシステムの構築にあたっては、「システム管理規程」や適正な体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、最適化、改善を図る。
- (5) 当社は、親会社との間で、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら適切に業務を行い、企業グループとして社会的責任を全うするため、必要に応じて情報を共有する。
- (6) 当社は、少数株主保護のため、親会社等との取引等に際しては、当該取引等の必要性及び当該取引条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

### 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内

部統制の見直しを適時適切に行う。

- (2) 取締役会は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- (3) 内部監査室は、内部統制監査を実施し、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各所管部門は、早急にその対策を講ずる。

## 7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また「企業行動憲章」を取締役等に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努めている。
- (2) 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応手法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- (3) 新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との関わりを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、「契約管理規程」に「反社会的勢力との関わりに関する調査・確認」の条項を設け、締結する契約書には行為規範条項を設け、反社会的勢力との関わりがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規定上反社会的勢力との関わりがないことの確認を義務化している。

## 8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人として適切な人材と人員を選定する。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。

## 9. 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
  - ① 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
  - ② 内部監査室の活動概要
  - ③ 当社の内部統制に関する活動概要
  - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況
- (2) 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
- (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- (4) 監査役は、職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役は、職務に必要でないものと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

- (5) 監査役会は、代表取締役、内部監査室、会計監査人その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (6) 監査役会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

## Ⅶ 内部統制システムの運用状況の概要

「内部統制システムの整備に関する基本方針」に沿った内部統制システムの整備及び運用状況は以下の通りです。

- (1) 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
  - ・「公益通報者保護規程」に基づくコンプライアンス相談窓口については、社内に周知し、その活用が図られており、コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容を報告している。
  - ・個人情報保護については、「個人情報保護基本規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
  - ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第17期において12回の内部監査を実施した。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役会、経営会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っている。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・「リスク管理規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
  - ・定期的にリスク管理委員会を開催し、組織変更に伴う変更やリスクの見直しについて随時検討し、より実効性のあるリスク管理体制の構築・強化に努めている。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・「取締役会規程」「文書管理規程」等に基づき、第17期において、取締役会（定時12回、臨時4回）、経営会議（定時21回、臨時12回）等を開催した。
  - ・月次業績について、取締役会及び経営会議において適時に報告している。
- (5) 業務の適正を確保するための体制
  - ・コンプライアンス担当部門及び関係部門は、法令研修（マイナンバー制度等）、インサイダー研修等を開催している。また、親会社のコンプライアンス担当部門及び関係部門が、グループ全体を対象として開催する法令研修等にも参加している。
  - ・経営の効率化と適正な財務報告を確保するため、より効率的なシステム導入とIT統制の強化を図っている。
  - ・親会社との間で、企業グループとしての社会的責任を全うするため、経営の独立性を確保しながら情報共有を図っている。
  - ・少数株主保護のため、親会社等との取引等については、取締役会等において取引の内容等の検討及び確認を十分に実施している。

- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。
- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - ・社内研修等を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
  - ・「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
  - ・取引先についても、「契約管理規程」に基づきチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室から1名を監査役補助使用人として選定している。
- (9) 取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役は取締役会等に出席するとともに、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
  - ・監査役は代表取締役、非業務執行取締役、会計監査人等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を図っている。

## VIII 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はB Sデジタル放送事業者という高い公共性に鑑み、永続的且つ健全な経営の維持に努めるとともに、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で、長期にわたり安定した利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第17期の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するために株主総会の決議事項としております。

なお、当期の配当につきましては、平成27年3月12日の東京証券取引所市場第一部指定の記念配当を含め、1株当たり期末配当15.0円（普通配当13.5円及び東京証券取引所市場第一部指定記念配当1.5円）といたしたいと存じます。



# 貸借対照表

平成27年 8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,892,978</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,782,953</b>
現金及び預金	6,131,997	買掛金	228,031
売掛金	1,499,318	リース債務	17,621
番組勘定	91,213	未払金	689,948
貯蔵品	94	未払費用	193,334
前払費用	44,468	未払法人税等	514,300
繰延税金資産	99,370	未払消費税等	110,489
短期貸付金	25,000	前受金	5,639
その他	1,615	預り金	23,587
貸倒引当金	△100	<b>固 定 負 債</b>	<b>72,026</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,049,303</b>	リース債務	10,348
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,833,793</b>	退職給付引当金	41,074
建物	2,491,749	その他	20,603
構築物	2,704	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,854,979</b>
機械及び装置	186,967		
工具、器具及び備品	86,919	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	4,034,756	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,087,301</b>
リース資産	23,564	資本金	4,183,198
建設仮勘定	7,131	資本剰余金	3,516,989
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>18,799</b>	資本準備金	3,516,989
商標権	1,607	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,387,209</b>
ソフトウェア	7,860	その他利益剰余金	5,387,209
その他	9,331	繰越利益剰余金	5,387,209
<b>投資その他の資産</b>	<b>196,710</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△96</b>
投資有価証券	104,750	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,087,301</b>
繰延税金資産	14,628		
差入保証金	34,058	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>14,942,281</b>
その他	43,273		
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,942,281</b>		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

# 損益計算書

〔 自 平成26年 9月 1日  
至 平成27年 8月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,865,501
売 上 原 価		4,161,364
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,704,137</b>
販売費及び一般管理費		2,744,068
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,960,069</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,403	
受 取 配 当 金	2,075	
そ の 他	1,930	5,409
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,760	
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	22,876	
上 場 関 連 費 用	28,600	53,237
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,912,241</b>
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,433	2,433
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,909,807</b>
法人税、住民税及び事業税	558,799	
法人税等調整額	134,315	693,114
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,216,693</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

# 株主資本等変動計算書

〔 自 平成26年 9月 1日  
至 平成27年 8月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,183,198	3,516,989	4,393,050	△96	12,093,142	12,093,142
当期変動額						
剰余金の配当			△222,534		△222,534	△222,534
当期純利益			1,216,693		1,216,693	1,216,693
当期変動額合計	—	—	994,158	—	994,158	994,158
当期末残高	4,183,198	3,516,989	5,387,209	△96	13,087,301	13,087,301

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 番組勘定

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・・・・・15～50年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	603,976千円
2. 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	12,582千円
関係会社に対する短期金銭債務	3,946千円
3. 取締役、監査役に対する金銭債務	
金銭債務	10,510千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	192,414千円
売上原価・販売費及び一般管理費	27,837千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,802,832	—	—	17,802,832

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	94	—	—	94

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月21日 定時株主総会	普通株式	222,534	12.50	平成26年8月31日	平成26年11月25日

(注) 1株当たり配当額12円50銭には、東京証券取引所市場第二部上場記念配当金2円50銭が含まれております。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年11月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	267,041千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	15円00銭
④ 基準日	平成27年8月31日
⑤ 効力発生日	平成27年11月26日

#### (税効果会計に関する注記)

##### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

###### 繰延税金資産

番組勘定	11,873千円
未払事業税	37,085千円
未払費用	48,805千円
退職給付引当金	13,250千円
その他	5,124千円
繰延税金資産小計	116,137千円
評価性引当額	△2,139千円
繰延税金資産合計	113,998千円

##### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年9月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から、平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.26%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が 9,246千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組指針

必要資金は通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握をすることによってリスク低減を図っております。投資有価証券は全て非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,131,997	6,131,997	—
(2) 売掛金	1,499,318	1,499,318	—
資産計	7,631,315	7,631,315	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	平成27年8月31日
非上場株式	104,750

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、時価開示の対象としておりません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱ビックカメラ	東京都豊島区	23,237	家電製品等の販売	被所有直接 62.58	当社番組のスポンサー契約	放送収入他	192,414	売掛金	12,582

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 放送収入他については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の主要株主が議決権の過半数を所有している会社の子会社	㈱理論社	東京都中央区	10	出版業	—	資金貸付契約の締結	利息の受取	368	短期貸付金 未収収益	25,000 31

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 735円13銭
- 1株当たり当期純利益金額 68円34銭

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

該当事項はありません。



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年10月9日

日本B S放送株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 田 誠 司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 道 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本B S放送株式会社の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

四 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月26日

日本BS放送株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 秀行 ㊟

監査役 竹内 宏二 ㊟

監査役 川村 仁志 ㊟

監査役 小椋 英正 ㊟

(注) 監査役伊藤秀行、監査役川村仁志及び監査役小椋英正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利益配当を最も重要な経営課題の一つと考えております。財務体質の強化と内部留保の充実を考慮し、将来の事業拡大等を総合的に勘案したうえで、長期にわたり安定した利益配当を継続していくことを利益配当の基本方針としています。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき15円といたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、267,041,070円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年11月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものであります。

なお、第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額とする。</p>
<p>第30条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略) (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり) (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額とする。</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては今後の事業拡大および独立した客観的且つ多様な視点からの経営の監督・チェック機能の一層の強化を図るため2名増員することとし、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	さいとう ともひさ 齋藤 知久 (昭和24年1月18日生)	昭和53年11月 小西六写真工業株式会社(現コニカミノルタ株式会社)入社 昭和62年4月 Konica Singapore, Pte. Ltd 代表取締役社長 平成12年6月 コニカマーケティング株式会社代表取締役社長 平成15年6月 コニカミノルタホールディングス株式会社執行役員 平成16年6月 コニカミノルタフォトイメージング株式会社常務取締役 平成17年4月 Konica Minolta Photo Imaging U. S. A. Inc. 代表取締役社長 平成18年6月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社取締役 平成21年6月 株式会社ビックカメラ入社 平成21年6月 当社出向 平成21年6月 当社執行役員営業担当 平成21年9月 当社執行役員営業局長兼営業開発部長 平成21年11月 当社取締役営業局長兼営業開発部長 平成23年9月 当社取締役営業局長 平成25年6月 当社取締役副社長 編成局・制作局・営業局・事業局管掌 平成26年6月 当社取締役副社長 メディア戦略局・編成局・制作局・営業局・事業局管掌 平成26年9月 当社代表取締役副社長 平成27年3月 当社代表取締役会長(現任)	1,400株
2	ふたつき ひろたか 二木 啓孝 (昭和24年11月29日生)	昭和58年4月 株式会社日刊現代 編集局入社 昭和60年4月 同社編集局ニュース編集部部長 平成18年6月 当社取締役 平成19年10月 当社取締役営業・編成・報道制作担当兼編成部長 平成20年3月 当社取締役編成局長 平成21年9月 当社取締役編成・制作局長兼広報企画部長 平成23年9月 当社取締役編成局長 平成24年7月 当社取締役編成局長兼編成マーケティング部長 平成25年6月 当社取締役報道局長 平成26年10月 当社取締役報道局管掌 平成27年9月 当社取締役編成局・制作局管掌(現任)	1,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	うちだ かつゆき 内田 克幸 (昭和33年5月21日生)	昭和56年4月 西武都市開発株式会社入社 平成8年7月 株式会社ソフマップ入社 平成13年5月 同社執行役員総合企画部長 平成15年5月 同社取締役デジタル商品本部長 平成19年5月 同社常務取締役経営企画部長 平成20年6月 株式会社ビックカメラ入社 平成20年8月 当社出向 平成20年8月 当社執行役員経営企画局長 平成20年11月 当社取締役経営企画局長 平成22年12月 株式会社理論社常務取締役 平成27年9月 当社取締役経営戦略局・報道局・技術局管掌(現任)	1,400株
4	しもの よしひろ 下野 芳裕 (昭和30年9月30日生)	昭和54年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成15年10月 同行大宮支店長 平成18年7月 同行福岡支店付参事役(株式会社東洋新薬出向) 平成19年8月 株式会社東洋新薬営業推進本部東京営業第二部長 平成22年4月 同社執行役員営業推進本部東京営業第四部長 平成24年7月 当社執行役員管理局长 平成24年11月 当社取締役管理局长 平成27年9月 当社取締役営業局・マーケティング局管掌(現任)	1,400株
5	あらい よしあき 新井 良亮 (昭和21年9月1日生)	昭和41年4月 日本国有鉄道入社 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 平成9年10月 東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社事業部長 平成12年6月 同社取締役事業創造本部担当部長 平成14年6月 同社常務取締役事業創造本部副本部長 平成21年6月 同社代表取締役副社長事業創造本部長 平成23年6月 同社代表取締役副社長事業創造本部長兼株式会社ルミネ代表取締役社長 平成24年6月 株式会社ルミネ代表取締役社長(現任) 平成25年11月 当社取締役(現任)	1,400株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
6 (※)	かわむら ひとし 川村 仁志 (昭和30年9月3日生)	昭和51年4月 株式会社ビックカラー入社 昭和58年6月 株式会社ビックカメラ（高崎）取締役店長 平成元年2月 同社代表取締役社長 平成10年3月 株式会社生毛工房代表取締役社長 平成18年2月 株式会社ビックカメラ総務部担当部長 平成19年11月 当社監査役（現任） 平成20年1月 株式会社ビックカメラ執行役員総務担当 平成20年11月 同社取締役総務担当 平成21年2月 同社取締役総務部長 平成23年6月 株式会社東京計画代表取締役社長 平成23年9月 株式会社ビックカメラ取締役執行役員総務部長 平成25年1月 同社取締役副社長 平成27年9月 同社取締役副社長執行役員総務本部長兼総務部長（現任）	700株
7 (※)	おの であら とおる 小野寺 徹 (昭和32年11月30日生)	昭和56年4月 日本テレビ放送網株式会社入社 平成10年12月 株式会社B S 日本出向 平成14年7月 同社営業局次長 平成15年6月 日本テレビ放送網株式会社コンテンツ事業局出版部長 平成18年7月 同社編成局宣伝部長 平成19年7月 同社コンテンツ事業局番組販売部長 平成20年7月 株式会社B S 日本出向 平成20年12月 同社営業局長 平成23年6月 同社取締役営業局長 平成25年7月 日本テレビ放送網株式会社コンプライアンス推進室次長 平成26年12月 当社執行役員マーケティング室長 平成27年4月 当社執行役員マーケティング局長兼コンテンツ事業部長（現任）	- 株
8 (※)	たさき かつや 田崎 勝也 (昭和36年10月29日生)	昭和62年12月 一般社団法人民間活力開発機構入社 平成13年4月 株式会社電通恒産サービス（現株式会社電通ワークス）入社 平成14年10月 株式会社電通入社 平成19年10月 当社営業2部担当部長 平成21年8月 当社営業局営業部長 平成25年6月 当社執行役員営業局長（現任）	100株
9 (※)	やまぐち かおり 山口 香 (昭和39年12月28日生)	平成19年4月 武蔵大学人文学部教授 平成20年4月 筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授 平成23年10月 筑波大学体育系准教授（現任） 平成26年6月 コナミホールディングス株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 東京都教育委員会委員 公益財団法人日本オリンピック委員会理事	- 株

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 上記候補者のうち、齋藤知久氏、内田克幸氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラ

- を、平成24年8月にそれぞれ退職しております。上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、内田克幸氏が当社の親会社である株式会社ビックカメラにおける過去5年間の業務執行者であったときの地位及び担当を含めて記載しております。なお、齋藤知久氏は過去5年間に同社において業務執行者であったことはありません。
3. 新井良亮氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
  4. 新井良亮氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会の意思決定に際して適切な意見を頂いており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
  5. 新井良亮氏は、株式会社ルミネの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。
  6. 新井良亮氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
  7. 新井良亮氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。
  8. 当社は、新井良亮氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
  9. 川村仁志氏は当社の親会社である株式会社ビックカメラの取締役を兼務しており、当社は同社との間で、当社番組のスポンサー契約を締結しております。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  10. 川村仁志氏は過去5年間に当社の親会社である株式会社ビックカメラにおいて下記の通り業務を執行しておりました。

平成21年2月	取締役総務部長
平成23年9月	取締役執行役員総務部長
平成25年1月	取締役副社長
平成27年9月	取締役副社長執行役員総務本部長兼総務部長（現任）
  11. 川村仁志氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会の意思決定に際して適切な意見を頂いており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、非業務執行取締役としての選任をお願いするものであります。なお、本総会終結の時をもって、当社監査役を退任する予定であります。
  12. 当社は、川村仁志氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、第2号議案及び本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、業務を執行しない取締役とする予定ですので、同氏との間であらためて賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
  13. 山口香氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
  14. 山口香氏は、女子柔道界の先駆者でありスポーツ文化の向上に多大な貢献をされ、現在は国立大学で教鞭を執る等、様々な分野で活躍されております。同氏の豊富な経験と幅広い見識は、当社の継続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断しており、独立した客観的且つ多様な観点からの経営の監督・チェック機能の一層の強化、スポーツを含む番組全般に対する助言・提案を頂けるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。
  15. 当社は、山口香氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 晴山英夫氏の選任決議が効力を有する期間は、会社法施行規則第96条第3項の規定に基づき、本総会開始の時までとされておりますので、あらためて法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、石原尚氏を社外監査役の補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

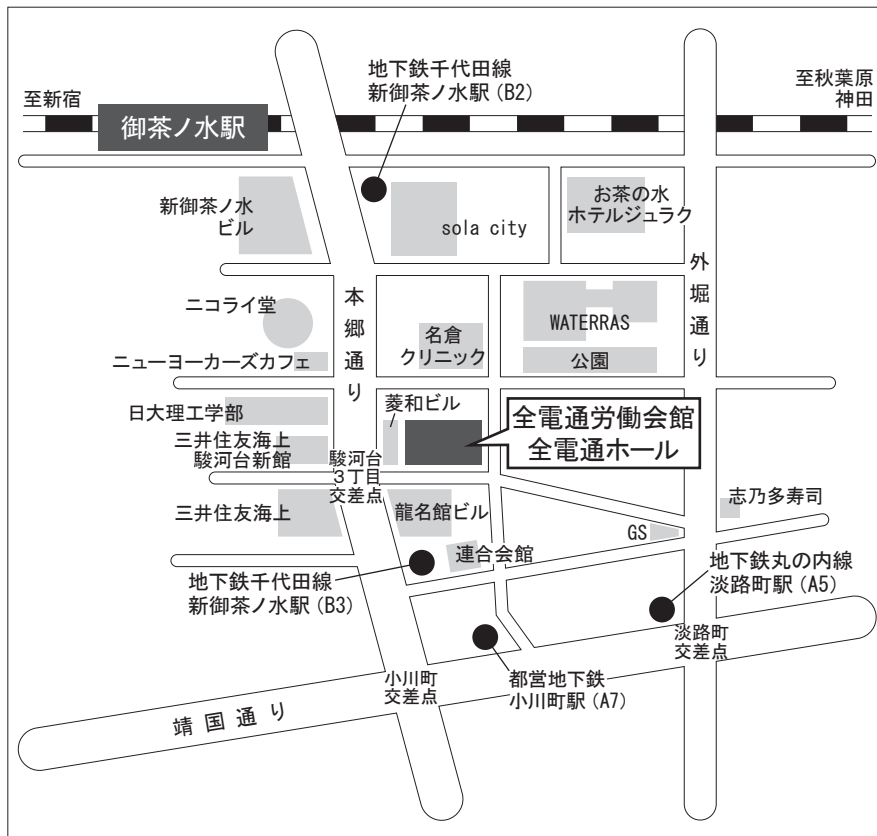
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
いしはら たかし 石原 尚 (昭和27年7月18日生)	昭和51年4月 東京国税局入局 平成19年7月 京橋税務署国際税務専門官 平成20年9月 税理士登録 石原税理士事務所開設（現任） 平成27年6月 東京税理士会板橋支部副支部長（現任）	- 株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 上記候補者は、税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験、幅広い見識を有しており、社外監査役として期待しうる十分な資質を備えているものと判断し候補者としております。
4. 上記候補者が補欠監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第472条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 上記候補者が補欠監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内

会場：東京都千代田区神田駿河台3丁目6  
全電通労働会館 全電通ホール



(交通のご案内)

- JR中央・総武線 「御茶ノ水駅」 聖橋口出口徒歩5分
- 東京メトロ千代田線 「新御茶ノ水駅」 【B3】 出口徒歩5分
- 東京メトロ丸ノ内線 「淡路町駅」 【A5】 出口徒歩5分
- 都営地下鉄新宿線 「小川町駅」 【A7】 出口徒歩5分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。